

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について

福津市

令和3年12月

1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入にあたって

福津市では、「第2期福津市人権教育・啓発基本計画」において、「市民一人ひとりの人権と、多様な価値観を尊重し合い、地域で共生できるまち「ふくつ」を基本理念に掲げ、誰もが住みやすい「地域共生社会」の実現を目指しています。

また、当計画では「性的マイノリティ（性的少数者）の人権」を、解決すべき人権課題のひとつとして捉えています。

このたび、福津市が「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入することにより、性的マイノリティに関する社会的理解を広めるとともに、誰もが地域で自分らしく生きやすい多様性を認め合う共生社会の実現に繋げるため、令和4年4月の制度スタートに向けた取り組みを進めます。

2. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

すべての国民の法の下での平等については、日本国憲法第14条で保障されているにもかかわらず、性自認や性的指向が大多数とは異なることを理由として、法律に基づく婚姻届が受理されないことから、行政サービスや民間サービスが著しく制限されたり、日常生活を送る上でも様々な差別や偏見におびえながら暮らすことを余儀なくされている性的マイノリティのカップル及びその子がいます。

そのような性的マイノリティの方が、大切なパートナーやその子と共に人生を歩んでいく上での支援となるような行政サービスの一環として、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、性的マイノリティのカップル及びその子が、市に対して「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」を行うことにより、要件を満たしていることが認められた場合に、市から「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」（以下、受領証という。）を発行します。この受領証は、法律婚と同等の権利を有してはいたないため、限定的ではありますが、受領証を提示することにより、行政サービスや民間サービスを受けられるようにするためのものです。

3. 性的マイノリティの支援に対する国及び県のこれまでの動向について

近年、性的マイノリティについては、様々なメディアで取り上げられるなど、人権課題として幅広く認知されるようになってきました。また、当事者や支援者が独自に立ち上げた団体などが、差別や偏見を無くすための様々な啓発活動を行っています。

国は、平成16年に「性同一性障害者の差別の取扱いの特例に関する法律」を施行することにより、性同一性障害であり一定の要件を満たす場合は、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、平成29年には、男女雇用機会均等法の「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」にて、職場での性的マイノリティへの差別的な言動が、セクシャルハラスメントに当たることを明記しました。

福岡県は、令和2年に県民への啓発を目的とした「RAINBOWガイドブック」を作成し、令和3年に県職員への啓発を目的とした「性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック」を作成しました。また、令和3年9月には、パートナーシップ宣誓制度の導入に向けて検討を進めるとの表明をしました。

「パートナーシップ宣誓制度」については、平成27年に東京都渋谷区で、同性パートナーを対象とした「パートナーシップ証明書」を発行するための条例が、全国に先駆けて導入されました。これを皮切りに、制度導入に踏み切る自治体が年々増加しています。また、「ファミリーシップ宣誓制度」の導入については、令和3年1月に兵庫県明石市が全国に先駆けて導入されました。

4. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度のメリットについて

受領証を提示することにより、例として以下のサービスが受けられることを想定しています。民間サービスについては、今後は制度の導入と併せて、利用できる範囲を市として広げていく必要があります。

- ・制度の周知が広がるにつれて、性的マイノリティの方が市民生活を送る上で、社会からの理解を得やすくなる。
- ・市営住宅や民間住宅にカップルとして入居ができる。
- ・パートナーが手術を受ける際の保証人として認められる。
- ・パートナーが生命保険の受取人として認められる。
- ・金融機関でカップルとしてローンを組むことができる。
- ・携帯電話や航空会社の家族割の対象として認められる。

5. パートナーシップ宣誓制度の導入状況について

- ・平成 27 年 4 月：東京都渋谷区
- ・平成 30 年 4 月：福岡市
- ・令和元年 7 月：北九州市
- ・令和 2 年 4 月：古賀市
- ・令和 3 年 10 月：130 自治体が導入済（人口カバー率：41.1%）

6. ファミリーシップ宣誓制度の導入状況について

- ・令和 3 年 1 月：明石市
- ・令和 3 年 7 月：古賀市
- ・令和 3 年 10 月：9 自治体が導入済

福津市 市民部 人権政策課

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

TEL : 0940-43-8129

FAX : 0940-43-3168